

素案

徳島県スポーツ推進計画

徳 島 県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	スポーツの意義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	本県スポーツを取り巻く社会状況・・・・・・・・	3

第2章 本県スポーツの現状と課題

1	競技スポーツの現状と課題・・・・・・・・	6
2	子どもの運動・スポーツの現状と課題・・・・・・・・	6
3	スポーツ参画人口の現状と課題・・・・・・・・	7
4	スポーツによる地域活性化の現状と課題・・・・・・・・	8
5	スポーツ施設の現状と課題・・・・・・・・	8

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念・・・・・・・・	9
2	計画の基本目標・・・・・・・・	9
3	計画の施策体系・・・・・・・・	10

第4章 施策の推進

基本目標1「輝くとくしま」の推進

施策の方向1	アスリートの戦略的な発掘・育成・強化・・・・・・・・	11
施策の方向2	トップアスリートが競技に専念できる環境の整備・・・・・・・・	13
施策の方向3	ハイレベルな指導による選手の強化・・・・・・・・	14
施策の方向4	スポーツ医、大学、企業との連携強化・・・・・・・・	15

基本目標2「元気なとくしま」の推進

施策の方向1	児童・生徒の運動習慣化の促進・・・・・・・・・・	16
施策の方向2	総合型地域スポーツクラブを活用した 子どものスポーツ参画機会の拡大・・・・・・・・・・	18
施策の方向3	運動部活動改革の推進・・・・・・・・・・	19
施策の方向4	学校を核とした競技力の向上・スポーツ環境の整備・・	20

基本目標3「豊かなとくしま」の推進

施策の方向1	誰もが参加できるスポーツ参画機会の拡大・・・・・・・・	21
施策の方向2	スポーツ実施率の向上・・・・・・・・・・	23
施策の方向3	地域におけるスポーツ活動の充実・・・・・・・・・・	25
施策の方向4	スポーツにおけるDXの実装・・・・・・・・・・	26

基本目標4「ふれあいとくしま」の推進

施策の方向1	スポーツによるまちづくりと交流の促進・・・・・・・・	27
施策の方向2	スポーツコミッションによる地域活性化・・・・・・・・	29
施策の方向3	国際スポーツ大会を見据えた本県の魅力発信・・・・・	30
施策の方向4	ホストタウンを契機とした交流の継続・・・・・・・・	31
施策の方向5	スポーツ環境の向上・・・・・・・・・・	32
施策の方向6	スポーツボランティア活動の推進・・・・・・・・・・	33

第5章 計画の推進体制

1	推進体制・・・・・・・・・・	34
2	役割分担・・・・・・・・・・	34
3	計画の施策目標一覧・・・・・・・・・・	38

参考資料

スポーツ基本法・・・・・・・・・・	39
徳島県スポーツ推進条例・・・・・・・・・・	49
徳島県スポーツ推進審議会委員・・・・・・・・・・	53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成16年1月にスポーツ振興法に基づく「徳島県スポーツ振興計画」、平成25年3月にスポーツ推進の基本的な方向性を示す「徳島県スポーツ推進計画」を策定し、スポーツに関する施策を総合的に進めてきました。

この間、国においては、平成25年9月に「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催が決定し、国民のスポーツへの興味・関心が高まる中、平成29年10月にスポーツ行政を一元的に推進・実施していく「スポーツ庁」が設置されました。

このような動きを受け、本県においてはスポーツ環境の大きな変化を「スポーツ王国とくしま」の推進力とするべく平成30年3月に第2期計画を策定し、県民の明るく活力あるスポーツライフの実現に努めてきたところです。

一方、第2期計画期間中には、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、スポーツの分野も国際スポーツ大会の延期やコロナ禍での行動制限等による運動機会の減少など、大きな影響を受けました。

また、本県で事前キャンプを実施した「ラグビーワールドカップ2019」や「東京2020オリンピック・パラリンピック」のレガシー継承や、今後開催される「2025年大阪・関西万博」、「ワールドマスターズゲームズ関西」に向けた取組など、新たな本県スポーツを取り巻く環境への対応が必要となっています。

今後の本県スポーツの推進にあたり、これまで取り組んできた施策の成果を踏まえつつ、新しい時代に即した「ポストコロナ新時代」のスポーツ施策を充実・発展させる必要があることから、第3期「徳島県スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、県民の誰もがそれぞれのスタイルでスポーツに親しむことで、人生が豊かになるスポーツ環境を実現するための基本的な方向性を示したものです。
- (2) 本計画は、「スポーツ基本法」に基づき、本県スポーツ推進の基本的な方向性を示した計画であり、「第3期スポーツ基本計画」を参考に、「徳島県スポーツ推進条例」の趣旨を踏まえ、本県の実情に合わせて策定したものです。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 スポーツの意義

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされています。

実際に、スポーツは青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等、人格の形成に大きな影響を及ぼします。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することで、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するほか、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なものです。

さらに、コロナ禍で活動が制約される困難な状況の中、「東京2020オリンピック・パラリンピック」では、目標に向かって挑戦するアスリートの姿が国内外の多くの人々に感動をもたらしたように、スポーツは「する」だけでなく、「みる」ことによって人々の心を動かし、夢や希望を与えることができます。

そして、スポーツがこのような真価を発揮するのは、それを「ささえる」関係者の尽力無くしてはありません。

令和4年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」では、「スポーツは「する」「みる」「ささえる」という様々な形での自発的な参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つもの」と捉えられており、県民の誰もが各々の関心、適性等に応じて様々な形でスポーツに関わることで、健やかで心豊かな生活を送ることが出来ると同時に、地域の魅力を創造し、人と地域が共に成長していくことが出来ると考えます。

5 本県スポーツを取り巻く社会の状況

人口減少と少子高齢化

県の推計人口によると、本県の人口は平成11年以降連続で減少しており、令和4年4月1日現在の人口は約71万人で、出生数が死亡数を下回る「自然減」が減少数の約7割を占めています。

年齢別では、年少人口（15歳未満）の割合が11.1%で、この10年間で1.2ポイント減少しました。一方、老年人口（65歳以上）の割合は、この10年間で7.8ポイント増加し、35%となっています。

このような人口減少・少子高齢化の進展に伴い、労働力の減少や医療・介護の増大など経済への影響が懸念される中、高齢者の健康寿命の延伸を図り、社会全体の活力を高める点でもスポーツの重要性が高まっています。

また、少子化により部活動への参加者数が減少し、学校単位の活動が難しくなっていることから、持続可能な部活動に向けた対応が求められています。

生活習慣病対策

生活習慣病は、主に食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称ですが、本県は、生活習慣病の一つである糖尿病の死亡率が全国ワースト1位になるなど高い状況が続いており、その克服に向けた取組は喫緊の課題となっています。（厚生労働省・人口動態統計調査）

そのため、県では平成17年11月に徳島県医師会と共同で「糖尿病緊急事態宣言」を行い、県民に対し糖尿病予防に向けた啓発活動等を行ってきました。

特に、食生活と並び予防の鍵となる運動習慣については、県民自らが無理なく取り組めるような環境整備を進める必要があります。

本県の自然環境

本県は、県土の約4分の3を占める森林に覆われ、東部、南部は海に面し、中央部は四国最大の大河である吉野川が流れるなど、まさに山・海・川が揃う豊かな自然に恵まれています。

その自然環境を強みとして、全国有数のアウトドアスポットとなった県南部のサーフィンをや県西部のラフティングをはじめ、トレッキング、カヌー、ウェイクボード、サイクリングなどのアウトドアスポーツが、本県の大きな魅力の一つに成長してきました。また、近年ではSUPなどのニュースポーツも浸透し始めています。

国際的なスポーツ大会等

第2期徳島県スポーツ推進計画の期間中には、「ラグビーワールドカップ2019」や「東京2020オリンピック・パラリンピック」といった国際的なスポーツ大会が国内で開催され、本県においても事前キャンプの実施やホストタウン交流等を通じて、県民のスポーツへの機運醸成をはじめ、これを契機とした県内選手の競技力向上や競技環境の整備、スポーツを通じた本県の魅力発信等に取り組んできました。

これらの成果を第3期計画でも継承・発展させていくと同時に、今後開催される「2025年大阪・関西万博」や「ワールドマスタースゲームズ関西」等に向け、さらにスポーツの魅力を高め、地域活性化へと繋がる施策を展開していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の出現により、これまでの私たちの生活は一変し、様々な分野で従来通りの活動が出来なくなっています。

スポーツの分野では、「東京2020オリンピック・パラリンピック」や「ワールドマスタースゲームズ関西」といった国際スポーツ大会の延期をはじめ、県内でも「とくしまマラソン」など多くのスポーツイベントの開催を自粛しました。また、感染拡大防止のための行動制限や人流抑制により、部活動の休止や運動施設の休館を余儀なくされるなど、県民が日常的にスポーツを実施する機会も大きく減少しました。

このことは、県民の心身の健康はもちろん、地域活力の低下など社会生活にも影響を及ぼしましたが、スポーツを継続することの重要性や、スポーツが逆境の時代に生きる人々の希望になり得ることを再認識するきっかけにもなりました。

今後は、新型コロナウイルス感染症との長い闘いの中で得た経験を基に、非常時にもスポーツを継続できる環境を整備していくことが重要です。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

DXとは、デジタル技術の活用により、既存の価値観や枠組みを変革していくことです。本県では、全国屈指の光ブロードバンド環境という強みを生かし、サテライトオフィスの誘致をはじめ、様々な分野でDXの取組を推進し、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践にも対応してきました。

スポーツの分野においても、アクセスしやすく、利便性が向上し、コロナ禍でも多くの方が参加できるDX活用の利点を活かし、スポーツに触れる機会をより広く提供していくことが必要です。

SDGs

本県では、『『未知への挑戦』とくしま行動計画』をはじめ、各種計画にSDGsの視点を盛り込み、徳島ならではのSDGs達成に貢献する取組を全国に先駆け実施し、経済、社会、環境が調和する持続可能な社会の実現を目指しています。

また、第3期スポーツ基本計画では、未来に向けて日本を持続可能な社会に切り替えていく中で、スポーツにどのような貢献が可能なのか検討することが急務とされました。

人の心を動かし、心を一つに出来るスポーツの力によりSDGsの認知度向上を進めつつ、県民の健康や教育、地域活性化、地域コミュニティの強化などスポーツを手段としてSDGs達成に貢献できる施策の展開が求められています。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。

貧困の解消や気候変動対策など持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第3期スポーツ基本計画

令和4年3月に策定された国の「第3期スポーツ基本計画」では、第2期計画の基本方針を踏襲しつつ、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指して次の新たな3つの視点が加えられています。

- 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」視点
- 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指す視点
- 性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツに「アクセスできる」ような社会の実現・機運の醸成を目指す視点

第2章 本県スポーツの現状と課題

1 競技スポーツの現状と課題

(1) アスリートの競技力向上

- 本県の競技力は低迷した状態が続いており、目標とする「天皇杯順位30位台」の実現に向けた強化策を推進するため、令和2年8月に「国体飛躍対策本部」を立ち上げ、競技力の向上に取り組んでいます。
- 国体でも安定的に得点を取得できる競技が固定化されているため、競技力の更なる強化や新たな有力競技・選手を創出していく必要があります。

(2) アスリートの環境の整備

- 全国大会や国際大会に出場し活躍する選手、また国体で入賞する選手の育成に向け、強化遠征や安心して競技に専念できる環境作りのための支援が必要です。
- 個々の選手のハイパフォーマンスを引き出し、長く幅広く活躍できるよう、スポーツ医科学による多面的で高度な支援を充実させる必要があります。

2 子どもの運動・スポーツの現状と課題

(1) 子どもの体力・運動能力

- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査によると、本県の児童生徒の体力・運動能力は全国同様、低下傾向になっていますが、「運動・スポーツをすることが好き、楽しい」と回答した割合は全国トップクラスです。「好き、楽しい」の意識を引き続き伸ばしながら、運動能力の向上につなげていく必要があります。

(2) 学校での運動・スポーツ

- 運動をする子どもとしない子どもの二極化傾向にあるため、体育の授業において、運動の楽しさや喜びを感じ、運動習慣を身につける児童生徒を増やす取組が必要です。
- 中学有力選手の県外流出を防ぎ、次世代のトップアスリートを育成するための、集中した環境整備を行う必要があります。
- 体育の授業中や部活動中等、学校における事故を防ぎ、安全・安心な環境を整備していく必要があります。
- 障がいのある児童生徒への適切な運動機会の提供や、スポーツを通じた交流の促進が求められています。

(3) 学校以外での運動・スポーツ

- 子どもがスポーツを行う機会を確保し、運動を習慣化するためには学校だけでなく、総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツにおける取組の充実が求められています。

（４）運動部活動

- 少子化による生徒数の減少を受け、複数の学校が合同チームを編成して各種大会に出場するなど、運動部活動を維持することが難しくなっています。持続可能なスポーツ環境を整備するため、運動部活動の地域移行に向けた取組を進めていく必要があります。

3 スポーツ参画人口の現状と課題

（１）成人のスポーツ活動

- 本県のスポーツ実施率は概ね上昇傾向で推移しており、全国平均を上回っているものの、約80%の方が運動不足を感じていることから、日常的にスポーツに参画できる機会の更なる確保が求められています。
- 本県の糖尿病死亡率は全国的に高い状況が続いているため、県民の健康への関心を高め、運動習慣の定着を図る必要があります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックで注目されたアーバンスポーツ※や、ボッチャ等のニュースポーツなど「新たなスポーツ」の浸透及び、オンラインを活用したスポーツやeスポーツなど「新たな形態のスポーツ」への変容により、スポーツの概念が広がっています。

（２）高齢者のスポーツ活動

- 少子高齢化が進む中、高齢期を健康で生きがいを持って過ごすためには、スポーツに参加しやすい環境作りが必要です。

（３）障がい者のスポーツ活動

- 障がい者の体力の維持とともに、自立と社会参加を推進するため、障がい者のスポーツを通じた交流機会の確保が求められています。
- 本県では、平成28年7月に設立した「徳島県障がい者スポーツ協会」と連携し、障がい者スポーツの総合的な振興を図っています。

（４）地域におけるスポーツ活動

- 人口減少や少子高齢化等による人材不足、財政不足など、地域スポーツを取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブの基盤強化のため、令和4年度から「登録・認証制度」がスタートしており、その効果的な運用を図っていく必要があります。

※アーバンスポーツ：スケートボード、スポーツクライミング、BMXなど、若者文化と融合した都市型スポーツ

(5) コロナ禍におけるスポーツ活動

- コロナ禍により県民のスポーツ参画機会は大きく損なわれ、スポーツ実施率は緊急事態宣言中（R2.4.16～5.14）に大きく下落しましたが、一方で、健康の保持増進や精神的な充足など、スポーツ活動を継続していくことの重要性が再認識されました。

4 スポーツによる地域活性化の現状と課題

(1) スポーツによるまちづくり

- 地元プロスポーツチームの「徳島ヴォルティス」、「徳島インディゴソックス」との連携により、県民のスポーツへの機運を高める取組を行っています。
- 「とくしまマラソン」や全国規模のスポーツイベントを通じて、県民のスポーツ振興や健康増進、イベントを支える人材の確保、交流人口の拡大による地域活性化を図っていく必要があります。

(2) スポーツツーリズムの推進

- 「徳島県スポーツコミッション※」を核として、本県のスポーツ資源や観光資源を活かしたスポーツツーリズムや大会・合宿の誘致をさらに推進していきます。

(3) 国際スポーツ大会の効果

- 「ラグビーワールドカップ2019」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催や本県での事前キャンプ受入れにより、県民のスポーツへの機運が高まっています。また事前キャンプで実施した選手と県民との交流により、相手国との絆が深まりました。
- 事前キャンプの受入れにより創出された「スポーツレガシー」を一過性のものとせず、継承・発展させていくことで、今後開催されるパリオリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博、ワールドマスターズゲームズ関西に繋げていくことが必要です。

5 スポーツ施設の現状と課題

(1) スポーツ施設

- 国際スポーツ大会を契機として、県内スポーツ施設の整備・改修が進みました。
- 施設の老朽化をはじめ、少子高齢化、地球温暖化、防災等、様々な課題に適應するとともに、プロスポーツチームの育成や国内外からのスポーツ大会・合宿誘致につながるよう、トップレベルの施設も整備していく必要があります。

※スポーツコミッション：スポーツ資源や観光資源を活かし、スポーツ大会やスポーツツーリズムの推進等、関係者が一体となって取り組み地域の活性化を図る組織。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

スポーツは、心身の健康や体力の向上だけでなく、アスリートの活躍による感動の共有や、コミュニティの形成をはじめ、地域活性化、共生社会の実現など、人生を豊かにする力を持っています。県民の誰もが、それぞれのスタイルでスポーツに親しむことで、希望あふれる未来に向けて、とくしまの可能性の扉を開くという考えに基づき、計画の基本理念を次のとおりとします。

スポーツで開く！希望あふれるとくしまの未来

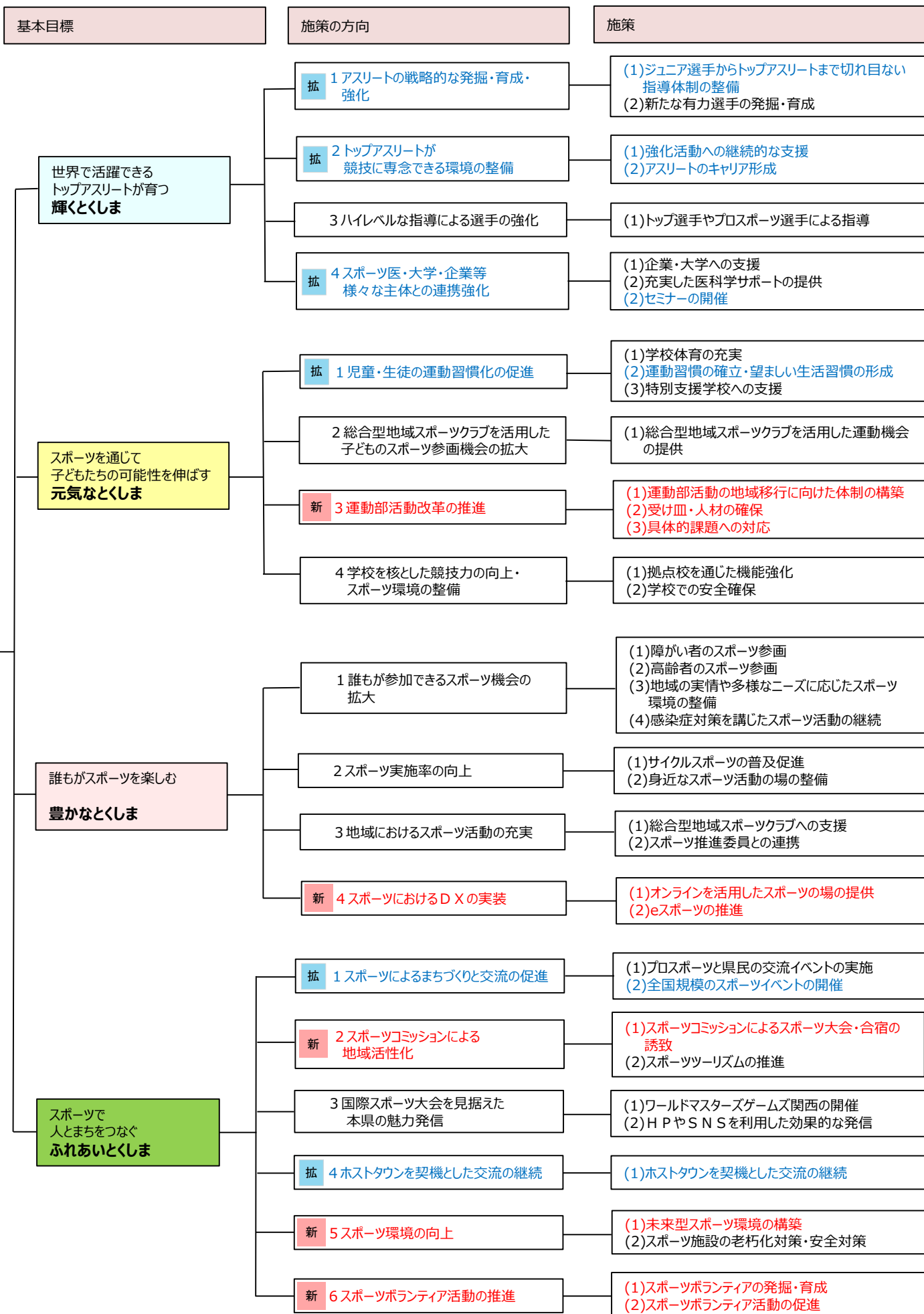
2 計画の基本目標

この基本理念を具現化するため、第2期計画を継承しつつ、さらに深化させた次の4つの基本目標を柱として施策を推進します。

- ・世界で活躍できるトップアスリートが育つ「輝くとくしま」の推進
- ・スポーツを通じて子どもたちの可能性を伸ばす「元気なとくしま」の推進
- ・誰もがスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」の推進
- ・スポーツで人とまちをつなぐ「ふれあいとくしま」の推進

3 計画の施策体系

スポーツで開く！希望あふれるとくしまの未来



第4章 施策の推進

基本目標1 世界で活躍できるトップアスリートが育つ 「輝くとくしま」の推進

競技スポーツに打ち込むスポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、国際大会や全国大会におけるアスリートの活躍は県民に誇りと喜び、夢と感動を与え、県民のスポーツの関心を高め、活力ある地域社会を創造するものです。

これまでの取組を更に深化させ、ジュニア期から切れ目ない指導体制の構築や支援によりトップアスリートが競技しやすい環境の整備を行うとともに、関係機関と連携し、充実した医科学サポートにより、個々の選手がハイパフォーマンスを引き出し、長く幅広く活躍できる支援体制の構築を目指します。

施策の方向1 アスリートの戦略的な発掘・育成・強化

競技力の更なる向上や、選手が中長期的に活躍できるような体制の整備を図るとともに、新たな有力競技を創出します。

(1) ジュニア選手からトップアスリートまで切れ目ない指導体制の整備

① 一貫指導体制の構築

優れた素質を持つジュニア選手からトップアスリートまで、切れ目のない指導体制を構築するため、「競技者育成プログラム」の普及及び各競技団体における一貫指導を実施する体制の整備を図ります。

また、ジュニアトップ選手に対する支援により、県外への流出を防ぎます。

② 障がい者スポーツ指導員の活用

障がい者スポーツ指導員向けに研修会を開催し、養成を図るとともに、「とくしまパラスポーツ人材バンク」を活用し、大会や地域のイベントへ指導者等を派遣することで、パラアスリートの発掘及び育成に資する環境整備を図ります。

③ 実績を加味した補助制度の整備

過去の成績や事業内容、将来性、期待度等に応じた補助を行い「選択と集中」による選手の戦略的な強化を図ります。

(2) 新たな有力選手の発掘・育成

競技団体に対し、優れた素質を持つ選手を長期的、計画的に育成するシステムを構築する経費を補助し、新たな有力選手を発掘・育成します。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
強化だけでなく発掘・育成に重点を置いた事業を実施する競技団体	33団体	40団体
国民体育大会 天皇杯順位 （R6より国民スポーツ大会に改名※）	47位 （R1）	30位台
国民体育大会 入賞数 （R6より国民スポーツ大会に改名）	33（個人） 4（団体）	45（個人） 16（団体）
全国高校総体もしくは同規模大会での入賞数	31	50

※国民体育大会の改名：東京2020オリンピック・パラリンピックを機に、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める法改正が行われた。

施策の方向2 トップアスリートが競技に専念できる環境の整備

オリンピック・パラリンピックなどの国際大会に出場し活躍をする選手や国体で入賞する選手の育成に向け、強化遠征や環境作りを支援します。

また、アスリートが安心して競技に専念できるよう、キャリア形成支援を実施します。

(1) 強化活動への継続的な支援

① 強化遠征や合宿の支援

競技団体等が実施する強化事業に対する補助を行うとともに、国際大会や全国大会で活躍が期待される選手に対し、遠征費や強化合宿に対する経費を助成することで競技力の向上を図ります。

② 競技環境の整備

競技力向上に実効性のある備品・消耗品の購入や、コンディショニングを行うための施術費用等を支援し、競技環境の充実を図ります。

③ ガバナンスコード※の整備

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、競技団体の適正なガバナンスを強化し、組織の透明化を図ります。

(2) アスリートのキャリア形成

現役時代から引退後のキャリアについて考える機会を持ってもらうため、セカンドキャリアセミナーを実施し、スポーツにおけるキャリアサポートを推進します。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
パリオリンピック・パラリンピック及びデフリンピックに日本代表として出場・参加する本県ゆかりの選手・指導者	4人	15人
セカンドキャリアセミナーの開催	—	開催

※ガバナンスコード：スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

施策の方向3 ハイレベルな指導による選手の強化

オリンピック等で活躍した選手やプロスポーツ選手のプレーを見たり、直接指導を受ける機会を創出し、選手の競技力を強化します。

(1) トップ選手やプロスポーツ選手による指導

① トップアスリートと触れあう機会の創出

オリンピック選手やプロスポーツ選手を招へいした講演や講習会を開催し、トップ選手のプレーを間近で見たり、直接指導を受ける機会を設け、若い選手に夢や希望を感じてもらうことで競技の普及発展や競技力向上を図ります。

② プロスポーツ選手等による「スポーツ教室」の開催

地域に根ざし、県民から愛される地元のプロスポーツの選手・コーチや地元企業のスポーツ選手による「スポーツ教室」等を開催します。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
プロスポーツ選手やオリンピック選手による講演や講習会の実施	1回	6回

施策の方向4 スポーツ医・大学・企業等，様々な主体との連携強化

地方公共団体，スポーツ医，大学，企業等が連携し，個々の選手が自らハイパフォーマンスを引き出し，長く幅広く活躍できるよう，選手の活動を側面から支援する体制の構築を目指します。

（１）企業・大学への支援

県内の企業・法人及び大学に所属する選手が全国大会で活躍出来るよう，選手及び部の活動を活性化するための支援を行い，選手の競技力向上を図ります。

（２）充実した医科学サポートの提供

医科学サポートスタッフが，国体や競技団体が行う強化練習等に帯同し，アスリートのコンディションの調整や強化，傷害防止についての助言や，実際のケアを行うことで，選手が日頃のパフォーマンスを発揮できるよう，競技環境の向上を図ります。

（３）セミナーの開催

企業，大学等と連携し，栄養士，メンタルトレーナー，スポーツ医等による幅広い分野でのセミナーを開催し，科学的サポートを通じて選手のパフォーマンス向上に繋がります。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
各学校や競技団体に対する医科学サポート スタッフによるサポート件数	19件	70件

基本目標2 スポーツを通じて子どもたちの可能性を伸ばす 「元気なとくしま」の推進

幼い頃から、スポーツの楽しさを味わうことにより、生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができる健康的な生活習慣を確立します。また、スポーツは体の成長だけでなく、チャレンジしていくひたむきな精神や勇気等が心の成長も促進します。

また、令和5年度からはじまる運動部活動の地域移行は、少子化の影響により、学校の運動部活動が継続することが難しくなっていることや、教員の長時間労働の要因になっていることから推進が急務になっています。子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができる機会を確保できるよう、積極的に取り組みます。

施策の方向1 児童・生徒の運動習慣化の促進

スポーツに親しむ機会を創出することで、運動の楽しさや喜びを実感し、主体的に運動に取り組む児童・生徒を育成するとともに、基礎的な体力向上を図ります。

(1) 学校体育の充実

① 体力向上計画の策定

全公立小・中学校において、自校の児童や生徒の体力・運動能力等の状況を踏まえながら、本県共通の課題や自校が抱えている課題の解決に向けた体力向上計画を策定し、当該計画を活用した取組の実践・評価を行います。

また、各校の優良事例を全体へフィードバックすることで次年度以降の体力向上のための取組に生かします。

② 学校体育への指導者派遣

県内小学校の体育授業に、大学教員やスポーツインストラクター、プロスポーツの選手やコーチを派遣し、児童への指導を行うことで、運動の楽しさ伝えとともに、教員に対し、体力向上に効果的な運動内容や運動方法の研修機会を提供することで、子どもの体力向上への取組を支援します。

(2) 運動習慣の確立・望ましい生活習慣の形成

① 家庭・地域での健康教育・食育への取組を支援

大学教員やスポーツインストラクターによる、運動習慣の確立や望ましい生活習慣の形成に向けた講習会や研修会などを、県内幼稚園・小学校・中学校のPTAを対象に行い、家庭・地域での体力作りや健康教育・食育の取組を支援します。

② ランキングシステムの活用

個々の順位を確認できるランキングシステムを活用し、友人や家族と一緒に楽しく運動にチャレンジすることで、運動習慣の確立を図ります。

③ モデル校の効果検証による運動の習慣化の促進

体力向上に係るモデル校において、スポーツインストラクターによる直接指導や、教員や保護者向けの講演などを行い、学校・家庭の両面から運動の習慣化を図ります。

④ タブレット端末や動画を活用した運動の習慣化の促進

全児童がタブレット端末を活用し、体力調査の記録を入力し、自分の体力状態を確認することができるようにすることで、子どもが自分の課題に応じて運動に取り組めるようにするとともに、学校や家庭内でも楽しく運動ができる「体力アップ動画」※の活用により運動の習慣化を進めます。

(3) 特別支援学校への支援

① 運動機会の創出

障がい者スポーツ団体等と連携し、「特別支援学校スポーツ大会」の開催やオンラインを活用したスポーツ交流活動を実施し、運動機会を創出します。

② 地域との交流の促進

関係機関と連携しパラスポーツを体験できる体験会の実施や、福祉関係機関が主催するイベントと連携することで、パラスポーツの普及や地域との交流の場を提供します。

③ 一人一人のニーズに合わせた教育

モデル校にパラスポーツのトレーナーを派遣し、児童への適切な指導・助言や、教員の人材育成などを実施するとともに、児童各々のニーズに応じてタブレット端末などを利用したオンラインレッスンを行うなど、一人一人がスポーツライフを楽しむための取組を実施します。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
小学校5年生，中学校2年生の「運動能力調査」で全国平均を上回る競技数（全34種目中）	10種目	17種目
ボッチャ交流大会やオンラインを活用したスポーツ交流大会等の開催	2回	3回以上

※体力アップ動画：徳島県教育委員会が作成している体力向上のための動画

施策の方向2 総合型地域スポーツクラブを活用した子どもの スポーツ参画機会の拡大

総合型地域スポーツクラブを活用して子どもがスポーツに参加する場を拡大し、スポーツを楽しむ習慣を身につけた子どもを育成します。

(1) 総合型地域スポーツクラブを活用した運動機会の提供

① スポーツ教室やイベントの実施

子ども向けや親子で行うスポーツ教室の定期的な開催や、交流イベントの実施等の充実を図り、子どもの運動習慣化を一層促進します。

② 地域連携による指導者派遣等

総合型地域スポーツクラブが市町村と連携し、学校の体育活動等へのスポーツプログラムの提供や指導者の派遣を行うことで、運動環境の充実を図り、子どもの体力向上に寄与します。

③ キッズスポーツインストラクターの活用

キッズスポーツインストラクターを保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等に派遣し、運動や体を使った遊びの充実を図ります。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
総合型地域スポーツクラブが行う未就学児・小学生を対象とした事業への助成件数	11件	20件

施策の方向3 運動部活動改革の推進

運動部活動がこれまで果たしてきた教育的意義を継承しつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツに親しむことの出来る環境を構築するため、中学校の運動部活動の令和5年度以降の段階的な地域移行を円滑に推進します。

(1) 運動部活動の地域移行に向けた体制の構築

市町村教育委員会やスポーツ関係団体との連携のもと、「徳島県運動部活動の地域移行推進協議会」を設置し、地域の実情に応じた運動部活動の地域移行について、検討を進めます。

(2) 受け皿・人材の確保

① 受け皿となる団体の整備

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、スポーツ推進委員等と連携し、地域移行の受け皿となるスポーツ団体等の確保に努めます。

② スポーツ指導者の充実

市町村教育委員会等からの要望に応じ、専門的な技能・指導力を備えた外部指導者を派遣できるよう、「運動部活動指導者人材バンク」の充実に取り組みます。

(3) 具体的課題への対応

運動部活動の地域移行によって生じる「大会の参加資格の見直し」や、「学校と地域との役割分担」、「費用負担のあり方」等の具体的な課題について、検証し、対応します。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
運動部活動地域移行の推進	—	推進

施策の方向4 学校を核とした競技力の向上・スポーツ環境の整備

次世代のトップアスリートを育成するため、学校を核とした競技力向上への支援や、学校スポーツ施設のレベルアップ等、スポーツ環境の整備を図ります。

（１）拠点校を通じた機能強化

① 拠点校の整備・活用による県内の高校全体の競技力向上

鳴門渦潮高等学校をスポーツ拠点校として、施設・設備充実を図っていくとともに、積極的な活用を推進することで、県内の高校全体の競技力向上を目指します。

② とくしま競技力向上指定校を核にした競技力向上

競技力向上に向けた取組や実績のある高校を「とくしま競技力向上指定校」に指定し、効率的・効果的な強化に努め、全国規模の大会において活躍できる運動部を育成します。

③ 多面的な支援

選手の体力測定と併せて、トレーナーによる競技特性にあったトレーニングの実践指導や各学校にスポーツ栄養士を派遣し、トップアスリートを目指すための栄養指導により、選手のパフォーマンスを支え、競技力の強化を図ります。

（２）学校での安全確保

学校におけるスポーツ実施時の安全を確保するため、熱中症をはじめとした学校事故防止に関する講習会の実施や啓発を行います。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
全国高校総体もしくは同規模大会での入賞数 （再掲）	31	50
学校事故防止に関する講習会の受講率 （県立小・中・高対象）	92%	100%

基本目標3 誰もがスポーツを楽しむ 「豊かなとくしま」の推進

性別・年齢・障がいの有無、地域事情等、様々な立場にある人誰もが生涯に渡って心身ともに健康でスポーツを楽しめる、生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツに参加しやすい環境づくりの推進や、オンラインを活用することで、いつでも多様な主体が平等にスポーツに関わることができる環境を整備します。

また、サイクリングやウォーキングといった県民が気軽に参加できるスポーツ活動の場の充実に取り組み、スポーツ実施率の向上や健康増進を図ります。

施策の方向1 誰もが参加できるスポーツ機会の拡大

性別、年齢、障がいの有無、地域事情等に関わらず、誰もがそれぞれの関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことで、心身ともに健康な生活を送れるよう、スポーツ参画機会の拡大を図ります。

（1）障がい者のスポーツ参画

① 関係団体と連携した障がい者スポーツの理解促進

徳島県障がい者スポーツ協会の関係者間のネットワーク形成を図りながら、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深め、活力ある共生社会の実現に貢献できるよう協会の運営を補助します。

② 障がい者が利用しやすいスポーツ施設の整備

障がい者の活動・交流拠点である障がい者交流プラザの機能強化により、障がい者スポーツの促進を図ります。

③ 障がい者スポーツの振興

障がい者の体力の維持増強を図るとともに、自立と社会参加の推進に寄与することを目的とし、全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ねる「ノーマピックスports大会」を開催します。

また、障がいの有無に関わらず参加することのできるスポーツ大会の開催により、障がいのある人となない人の交流を促進します。

(2) 高齢者のスポーツ参画

① 「徳島県健康福祉祭」の開催

高齢者のスポーツ及び文化活動の祭典である「徳島県健康福祉祭」の開催を通し、世代間・地域間の交流はもとより、高齢者のフレイル※予防や健康づくりなど健康寿命の延伸を図り、県民をあげた生涯現役社会の実現を図ります。

② 総合型地域スポーツクラブとの連携

総合型地域スポーツクラブと連携し、認知症予防や介護予防運動の指導者を養成するほか、高齢者の健康寿命延伸に向けた事業を展開します。

(3) 地域の実情や多様なニーズに応じたスポーツ環境の整備

幼少期からスポーツに親しみ、生涯を通じて楽しめるような環境を地域で作っていきけるよう、地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブへの支援により、高齢化や指導者の不足等、地域の実情に応じたスポーツ活動や、子ども、高齢者、女性、障がい者等の多様なニーズに合わせたスポーツ活動の充実を図ります。

(4) 感染症対策を講じたスポーツ活動の継続

新型コロナウイルス感染症に対応する中で、これまでに蓄積された感染症対策のノウハウを活用した安全・安心なスポーツ活動を促進するとともに、スポーツDXを推進し、活動制限時にも誰もがスポーツ活動を実施できる場の提供に努めます。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
ノーマピック・スポーツ大会（徳島県障がい者スポーツ大会）の開催	—	開催
障がいのある人となない人がともに参加できるスポーツ大会の開催（累計）	4回	10回
高齢者の健康増進に向けた運動指導者の養成（累計）	376人	650人

※フレイル：加齢に伴い心身の活力が低下し、入院や要介護の危険性が高まる状態。

施策の方向2 スポーツ実施率の向上

県民が気軽にスポーツを行うきっかけとなるような、身近なスポーツの普及促進や、スポーツイベントを充実することで、スポーツ実施率の向上を目指します。

(1) サイクルスポーツの普及促進**① サイクリストの裾野拡大**

本県では自然や歴史、文化遺産、多種多様な橋といった魅力を活かした多くのサイクリングコースを設定しており、その魅力を発信していくことや、体力に自信がない人も参加できるサイクリングツアーの実施等により、幅広い世代が楽しむことができるサイクリングの普及促進を図ります。

② サイクルツーリズムの推進

令和3年度に製作した、ロードバイクを分解せずに車内に持ち込めるサイクリング専用の大型バス「サイクル・キャビン」を活用し、サイクルツーリズムの推進に積極的に取り組みます。

また、「サイクリングアイランド四国推進協議会」において四国一周サイクリングの認知拡大を図るなど、四国4県が連携し、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて一体的な取組を推進します。

(2) 身近なスポーツ活動の場の整備**① ウォーキングの普及促進**

子どもから高齢者まで、あらゆる年代の方が気軽に始めることができるウォーキングを普及し、ウォーキングイベントへの参加促進やアプリを活用したウォーキングの習慣化を図ることで、運動習慣の定着による健康づくりを推進します。

② 多様なスポーツ機会の提供

県民のスポーツへの参加機会の拡大を図るため、スポーツを始めるきっかけづくりとなるようなイベントへの助成や、親子で参加できるスポーツイベントの開催、ニュースポーツの普及促進、総合型地域スポーツクラブを活用した幅広いスポーツ活動の場の提供に取り組みます。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
成人の週1回以上のスポーツ実施率	66%	75%
運動習慣のある人の割合 （1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している）	—	40%
サイクリングイベントの実施	9回	15回
ウォーキングイベントの参加者数	2,500人	5,000人

施策の方向3 地域におけるスポーツ活動の充実

持続可能な総合型地域スポーツクラブの運営に向けた環境整備や、スポーツ推進委員※との連携により、地域におけるスポーツ活動を拡充します。

（１）総合型地域スポーツクラブへの支援

総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度※の効果的な運用を図るため、徳島県スポーツ協会と連携した支援を行うことにより、総合型地域スポーツクラブの自主的な運営や、行政をはじめとした公的機関・組織等とのパートナーシップの構築を通じたスポーツによる地域課題の解決に向けた取組を促進します。

（２）スポーツ推進委員との連携

スポーツ推進委員と行政や関係団体との連携を強化し、スポーツを通じた地域振興に取り組む体制の構築を促進します。

また、スポーツ推進委員の資質能力向上のため、研修制度の充実を図ります。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
総合型地域スポーツクラブの登録数	—	30

※スポーツ推進委員：市町村においてスポーツの指導や、行政・住民間の連絡調整を行う。

※登録・認証制度：総合型地域スポーツクラブの質的向上を図るため、R4から運用を開始。

施策の方向4 スポーツにおけるDXの実装

デジタル技術を活用した新しいスポーツへのアプローチが、県民に広く浸透するよう環境を整備することで、スポーツ機会の創出に加え、新しい生活様式の実践やスポーツを通じた社会参加を促進します。

(1) オンラインを活用したスポーツの場の提供

オンラインによるスポーツ教室等、スポーツに親しむ機会の少ない特定の年齢層や性別の方も参加しやすく、コロナ禍など密を避けるべき状況の中でも実施できるオンラインの特性を活かしたスポーツの場を提供し、時間や場所を問わず多様な主体それぞれが平等に運動やスポーツに参画できる環境づくりに努めます。

(2) eスポーツの推進

① eスポーツの普及促進

eスポーツへの理解促進や競技人口の拡大に向け、徳島eスポーツ協会や大学、高専、民間団体と連携し、eスポーツ「徳島県知事杯」等のスポーツイベントを開催するとともに、「徳島県青少年センター」に設けられた「デジタルスタジオ」を拠点として定期的にeスポーツ講座を開催するなど、eスポーツの普及促進に向けた取組を進めます。

② eスポーツを活用した共生社会の推進

年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もが取り組むことができる「eスポーツ」を活用した交流機会の創出により、共生社会の推進を図ります。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
オンラインを活用したスポーツの場の提供	—	推進
eスポーツイベント（オンライン大会含む）の開催	3回	4回以上

基本目標4 スポーツで人とまちをつなぐ 「ふれあいとくしま」の推進

本県の豊かなスポーツ資源や観光資源を活かすとともに、国際スポーツ大会の事前キャンプ受入れにより創出された「レガシー」を最大限に活用し、経済効果や競技力向上につながるスポーツツーリズムの推進に向け、関係機関と連携・協力しながら、国内外のスポーツ大会や合宿の誘致など、交流人口の拡大と地域活性化に積極的に取り組みます。

また、東京オリンピック・パラリンピックを機に、絆を深めたホストタウンとの交流による国際理解の促進や、地元プロスポーツチームの活躍による地域の連帯感の強化、スポーツ環境の整備によるにぎわい創出等、スポーツの力で地域の課題解決を目指します。

施策の方向1 スポーツによるまちづくりと交流の促進

プロスポーツの試合やスポーツイベントを通して、県民のスポーツ振興、交流人口の増加による地域活性化を図るとともに、県民に夢や希望を与えます。

(1) プロスポーツと県民の交流イベントの実施

① トップアスリートと県民の交流イベントの開催

トップアスリートとの交流会やイベントを通じて、子どもたちに夢や希望を与えるとともに、スポーツに対する関心や意識を高めることで、競技の普及発展や競技力の向上に繋がります。

② 地元プロスポーツチームのホームゲームへの来場促進

地元プロスポーツの活性化とともに、応援の機運の醸成や経済効果、スポーツ人口の拡大にも繋げるため、徳島ヴォルティスホーム及び、徳島インディゴソックスのホームゲームの招待等により県内からの来場を促進する取組を実施します。

(2) 全国規模のスポーツイベントの開催

① とくしまマラソン

国籍、年齢、障がいの有無に関わらず、多様なランナーが「とくしまマラソン」に参画できる取組を推進します。また、次代の「とくしまマラソン」ランナーを生み出すための子ども及び初心者向けのランニングイベントを開催します。

② スポーツイベントによる交流機会の創出

令和5年度に予定されている「全国レクリエーション大会」をはじめ、全国規模のスポーツイベントの開催により、県民のスポーツの関心を高めるとともに、交流人口の拡大による地域活性化を図ります。

【目標】

施 策 内 容	現状（R3）	目標（R9）
徳島ヴォルティスホームゲーム招待者数	2,165人	2,300人
徳島インディゴソックスホームゲーム招待者数	1,053人	2,000人
全国レクリエーション大会の開催	—	開催（R5）

施策の方向2 スポーツコミッションによる地域活性化

本県のスポーツ資源や観光資源、これまでの国際スポーツ大会を契機に創出された「レガシー」を活用し、さらに今後開催される大会を見据え、効果的なスポーツ大会や合宿の誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

(1) スポーツコミッションによる大会・合宿の誘致

本県でのスポーツ大会や合宿の誘致を積極的に推進するため、スポーツ合宿開催支援や情報発信の強化、ハイレベルな競技団体の招へいによる本県競技団体との交流等を行い、交流人口の拡大による地域活性化を図ります。

(2) スポーツツーリズムの推進

① スポーツコミッションを核としたスポーツツーリズムの推進

徳島県スポーツコミッションにおいて、競技団体やスポーツ施設、観光や宿泊などの窓口を一元化するとともに、近年の国際スポーツ大会における事前キャンプの受入れにより創出された、「スポーツレガシー」を最大限に活用し、競技力向上とともに経済効果にも繋がるスポーツツーリズムを推進します。

② 県西部や県南部におけるスポーツツーリズムの推進

<県西部>

世界大会が開催された吉野川でのラフティングをはじめ、剣山登山などのにし阿波の自然環境を活用したアウトドアスポーツと、観光地周遊や地域との交流活動などを組み合わせたスポーツツーリズムを推進します。

<県南部>

県南部で体験できるサーフィン、カヌー等のアウトドアスポーツと、「四国の右下」の特色を生かした「グルメ」「歴史文化」「観光資源」などを組み合わせたスポーツツーリズムを推進します。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
国際的及び全国的スポーツ大会や合宿、交流会の県内開催件数（累計）	37件	95件

施策の方向3 国際スポーツ大会を見据えた本県の魅力発信

今後開催される、パリオリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博、ワールドマスターズゲームズ関西の成功に向けた機運醸成を図ります。

(1) ワールドマスターズゲームズ関西の開催

① 国際大会開催を見据えた機運醸成

2027年に再延期されたワールドマスターズゲームズ関西の開催に向け、関係機関と連携のもと、多くのアスリートが本県へ訪れていただけるよう、本県開催競技のプレ大会の開催や、PR活動を徹底的に実施し、大会を成功に導きます。

◆本県開催競技

公式競技 : カヌー（スラローム）、トライアスロン（トライアスロン
アクアスロン）、ウェイトリフティング、ボウリング、ゴルフ
オープン競技：マラソン、ラフティング、サーフィン、タッチラグビー、
ビリヤード

② ワールドマスターズゲームズ関西のレガシーの継承

ワールドマスターズゲームズ関西の開催準備で得られるノウハウを各スポーツイベントにフィードバックし、今後開催される国際大会において魅力的な大会を運営することで、地域活性化を実現します。

(2) ホームページやSNSを利用した効果的な発信

パリオリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博、ワールドマスターズゲームズ関西を機会と捉え、ホームページやSNSを活用した、県内スポーツ施設や観光情報等の発信を強化し、本県のスポーツブランドの更なる向上を図ります。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
ワールドマスターズゲームズ関西の開催	—	開催

施策の方向4 ホストタウンを契機とした交流の継続

ホストタウン相手国との交流をさらに深め、人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化を推進します。

（１）ホストタウンを契機とした交流の継続

国際スポーツ大会のレガシーを活用した本県スポーツの競技力の向上、国際交流の深化や地域活性化のため、ラグビーワールドカップ2019で徳島県が事前キャンプ地となったジョージアや、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン相手国との交流を更に推進し、スポーツを通じた国際相互理解を推進します。

◆ホストタウン相手国

相手国名：ドイツ、ジョージア、ネパール、カンボジア

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
ホストタウン相手国等とのスポーツ交流件数 （累計）	45件	70件

施策の方向5 スポーツ環境の向上

国際大会や全国大会，国内トップリーグの大会に対応した施設整備や県民が安心してスポーツを楽しむためのスポーツ施設の安全対策等，スポーツ環境の向上を図ります。

（１）未来型スポーツ環境の構築

国際大会や全国大会，また，プロ野球やＢリーグなど国内のトップリーグの大会開催に対応する水準のスポーツ環境を整備し，各種大会の円滑な開催をはじめ，快適な観戦環境や利用環境を確保します。

- ・オロナミンＣ球場内野スタンド全面改築
- ・むつみスイミング観客席スタンドの改築
- ・アリーナ機能を有する新たな武道館整備の検討

（２）スポーツ施設の老朽化対策・安全対策

施設の老朽化対策や安全対策などスポーツ環境の整備に取り組むとともに，災害時の避難所や物資輸送拠点などに指定されている施設について，防災拠点としての機能強化を図ります。

- ・各スポーツ施設照明灯のＬＥＤ化
- ・アミノバリューホールの非常用発電整備及び空調設備の改修

【目標】

施 策 内 容	現状（Ｒ３）	目標（Ｒ９）
国際大会や全国大会が開催可能な施設の整備や利用環境の向上 ・オロナミンＣ球場内野スタンド全面改築 ・むつみスイミング観客席スタンドの改築 ・アリーナ機能を有する新たな武道館整備の検討	—	推進

施策の方向6 スポーツボランティア活動の推進

「とくしまマラソン」や、今後開催される「ワールドマスタースゲームズ関西」のような、大規模スポーツイベントに欠かせないスポーツボランティアの活動を促進し、「する」、「みる」だけでなく、「ささえる」側面からもスポーツ参画人口の拡大を図ります。

（１）スポーツボランティアの発掘・育成

多くの県民にスポーツボランティアに参加していただけるよう、各種団体や企業等に対し効果的な情報発信を行うとともに、感染症対策の徹底など、安全・安心なボランティア活動の運用に努めます。

また、団体、学校、企業単位で説明会を開催するなど、きめ細やかにボランティア活動のサポートを行います。

（２）スポーツボランティア活動の促進

スポーツボランティアへの貢献度が大きい団体等に感謝状を贈るなど、モチベーションを高め、ボランティアの継続につなげます。

スポーツイベント時には、食のおもてなしや、文化団体と連携した楽器演奏、阿波おどり等にもボランティアの力を活用し、徳島ならではのスポーツボランティア活動を促進します。

【目標】

施策内容	現状（R3）	目標（R9）
スポーツイベントにおけるボランティア活動の推進	—	推進

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

県は、基本理念・基本目標の実現に向け、市町村、市町村教育委員会、県スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブほかスポーツ関係団体、県内大学・企業などとの連携・協働により、本計画に盛り込まれた各種施策を効果的・効率的に実施します。

さらに、徳島県スポーツ推進審議会を定期的に開催し、基本目標ごとに掲げた施策目標の達成状況の評価を行います。

2 役割分担

(1) 行政の役割

①県の役割

- ・市町村単位で行うのが困難な広域的事業を実施し、市町村等への助言・支援を行います。
- ・地域の実情に応じた独自性のあるスポーツへの取組を支援します。
- ・県内外に向けてスポーツのイベントや施設の情報を発信します。
- ・スポーツ関係団体や企業、プロスポーツ、大学と連携・協働を図り、人材の交流やスポーツ医科学等の知識普及について、全県域での展開を図ります。

②市町村の役割

- ・国の「スポーツ基本計画」、県の「徳島県スポーツ推進計画」を参酌して、地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することが求められています。
- ・住民のスポーツに関するニーズを把握し、地域のスポーツ団体や関係機関と連携しながら、住民がスポーツに親しむために必要な環境を整備し、体制を整えることが求められます。このことから、スポーツに関する団体等が一堂に会する場を設定するなどの調整・推進役を担うことが求められます。
- ・地域において熱意と能力があり、効果的に連絡調整できる者を、スポーツ推進委員として委嘱し、その資質向上のための研修の充実を図ることが期待されます。
- ・地域の実情に応じて、公共スポーツ施設の指定管理者として総合型クラブを積極的に活用することが期待されます。
- ・地域の特色を活かした競技会の開催や地元選手の育成・強化・応援、国際大会や全国大会で活躍した選手等を表彰することによる、スポーツを通じた地域の活性化が期待されます。

(2) 教育機関等の役割

①幼稚園・保育所の役割

- ・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせるための取組が求められます。

②小・中・高等学校の役割

- ・学校施設を地域に開放して、地域のスポーツ活動の場として提供することが期待されます。
- ・子どもにスポーツの楽しみや喜びを伝え、子どもが生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育むことが求められます。
- ・運動部活動においては、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力を得られる体制づくり、社会体育施設や社会体育関係団体等との連携が求められます。

③大学の役割

- ・行政や企業、県体育協会や他の教育機関との連携により、スポーツ医科学研究や人材の交流、施設の開放等に取り組むことが期待されます。
- ・学生によるスポーツボランティア活動等の地域貢献活動を支援することが期待されます。

(3) スポーツ団体等の役割

①スポーツ関係団体の役割

＜競技団体＞

- ・県体育協会と連携し選手の強化、指導者の資質向上を図ることや、各競技の普及に努めることなどが期待されます。
- ・プロスポーツや企業、大学等と連携し、ジュニア期からの一貫した指導体制を確立していくことが期待されます。
- ・トップアスリートや優れたスポーツ指導者等を総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツクラブ、学校等へ派遣することが期待されます。
- ・スポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会等に取り組むことが期待されます。
- ・各団体が有するスポーツ指導者情報を広域スポーツセンターへ提供し、団体間の共有化を図っていくことが期待されます。
- ・団体運営の透明性の確保を図っていくことが期待されます。
- ・選手の将来的なキャリア形成にも配慮した適切な支援に努めることが期待されます。

＜県スポーツ協会＞

- ・広く県民のスポーツやスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、指導者の養成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供が期待されます。
- ・競技団体を統括する団体としての役割を踏まえ競技団体の競技力向上及び運営の透明性の確保を図っていくことが期待されます。

＜県レクリエーション協会＞

- ・広く県民のスポーツ・レクリエーション活動のニーズに対応するため、指導者の育成と研修や様々なプログラムの展開、情報の収集と提供が期待されます。

＜県障がい者スポーツ協会＞

- ・障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深めることが期待されます。

＜スポーツ少年団＞

- ・スポーツとの多様な関わり方の場の提供とともに、教育機関との連携等を通じて、中学生や高校生等の地域スポーツへの参加を促進する取組を行うことが期待されます。

＜小・中・高等学校体育連盟＞

- ・主催する大会等について、県や市町村と協議しながら総合型地域スポーツクラブで活動する生徒等の参加を認めたり、地域スポーツクラブの大会との交流大会を実施したりするなど、柔軟な対応が図られるよう検討することが期待されます。

＜県スポーツ推進委員連絡協議会＞

- ・スポーツ推進委員が市町村のスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うため、スポーツ推進委員の資質の向上に努めることが期待されます。

＜総合型地域スポーツクラブ＞

- ・子どもと保護者・家族が、異年齢の子どもや多世代の大人とともにスポーツに親しむことができるよう、幅広い世代の参加者を確保したクラブ運営が期待されます。
- ・スポーツ指導者に対し、学校の体育に関連する活動に対する理解の促進を図ることが期待されます。
- ・地域住民が主体的に取り組み、スポーツ活動を推進することにより、地域のコミュニティの核として充実・発展していくことが期待されます。

②プロスポーツや企業スポーツの役割

- ・スポーツ教室の開催や指導者としての地域への派遣のほか、社会貢献活動による地域との共生を目指した活動が期待されます。
- ・観光振興の大きな資源となり、試合観戦などで交流人口を拡大させるとともに、地域経済を活性化させることが期待されます。

(4) 県民の役割

①県民に期待される役割

- ・県民一人一人が生涯にわたりスポーツに主体的に取り組み、健康で豊かな生活を送ることが期待されます。
- ・県民一人一人が地域のコミュニティの一員として、スポーツを通じて自らも地域社会を構築していくことが期待されます。

②企業に期待される役割

- ・地域社会の一員として、スポーツ振興を通じて利益を地域に還元することは、社会的にも意義のあることであり、企業価値の向上に欠かせないものであることから、企業の「社会貢献」「地域共生」の観点からスポーツへの支援が期待されます。

3 計画の施策目標一覧

【輝くとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
強化だけでなく発掘・育成に重点を置いた事業を実施する競技団体	③33団体	⑨40団体
国民体育大会 天皇杯順位（R6より国民スポーツ大会に改名）	①47位	⑨30位台
国民体育大会 入賞者数（R6より国民スポーツ大会に改名）	①（個人）33 ①（団体）4	⑨（個人）45 ⑨（団体）16
全国高校総体もしくは同規模大会での入賞数	③31	⑨50
パリオリンピック・パラリンピック及びデフリンピックに日本代表として出場・参加する本県ゆかりの選手・指導者	③4人	⑨15人
セカンドキャリアセミナーの開催	—	⑨開催
プロスポーツ選手やオリンピック選手による講演や講習会の実施	③1回	⑨6回
各学校や競技団体に対する医科学サポートスタッフによるサポート件数	③19件	⑨70件
【元氣なとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
小学校5年生、中学校2年生の「運動能力調査」で全国平均を上回る競技数（全34種目中）	③10種目	⑨17種目
ポッチャ交流大会やオンラインを活用したスポーツ交流大会等の開催	③2回	⑨3回以上
総合型地域スポーツクラブが行う未就学児・小学生を対象とした事業への助成件数	③11件	⑨20件
運動施設活動世帯移行の推進	—	⑨推進
全国高校総体もしくは同規模大会での入賞数（再掲）	③31	⑨50
学校事故防止に関する講習会の受講率（県立小・中・高対象）	③92%	⑨100%
【豊かなとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
ノーマピック・スポーツ大会（徳島県障がい者スポーツ大会）の開催	—	⑨開催
障がいのある人となない人がともに参加できるスポーツ大会の開催（累計）	③4回	⑨10回
高齢者の健康寿命延伸に向けた運動指導者の養成（累計）	③376人	⑨650人
成人の週1回以上のスポーツ実施率	③66%	⑨75%
運動習慣のある人の割合（1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している）	—	⑨40%
サイクリングイベントの実施	③9回	⑨15回
ウォーキングイベントの参加者数	③2,500人	⑨5,000人
総合型地域スポーツクラブの登録数	—	⑨30
オンラインを活用したスポーツの場の提供	—	⑨推進
eスポーツイベント（オンライン大会含む）の開催	③3回	⑨4回以上
【ふれあいとくしま】の推進		
施策内容	現状	目標
徳島ヴォルティスホームゲーム招待者数	③2,165人	⑨2,300人
徳島インディゴソックスホームゲーム招待者数	③1,053人	⑨2,000人
全国レクリエーション大会の開催	—	⑤開催
国際的及び全国的スポーツ大会や合宿、交流会の県内開催件数（累計）	③37件	⑨95件
ワールドマスタースゲームズ関西の開催	—	⑨開催
ホストタウン相手国等とのスポーツ交流件数（累計）	③45件	⑨70件
国際大会や全国大会が開催可能な施設の整備や利用環境の向上 オロナミンC球場内野スタンド全面改築 むつみスイミング観客席スタンドの改築 アリーナ機能を有する新たな武道館整備の検討	—	⑨推進
スポーツイベントにおけるボランティア活動の推進	—	⑨推進

参考 参考資料

「スポーツ基本法」

(平成23年6月24日法律第78号)

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 スポーツ基本計画等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第11条—第20条）

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第21条—第24条）

第3節 競技水準の向上等（第25条—第29条）

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備（第30条—第32条）

第5章 国の補助等（第33条—第35条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体

の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互

理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第7条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第8条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第30条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 基本的施策

第1節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第11条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第12条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第13条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第14条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第15条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第16条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第17条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第18条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が

果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第19条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第20条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第2節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第21条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第22条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（体育の日の行事）

第23条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第24条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現

等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第3節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第25条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第26条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和2年8月8日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第27条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第28条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第5章 国の補助等

（国の補助）

第33条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、

これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第2条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第4条の規定により策定されている同条第1項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第3項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第9条又は第10条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第4条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第5条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第75条の3第1号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第6条 放送大学学園法（平成14年法律第156号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第7条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）の一部を次のように改正する。

第20条第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第20条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第33条第2項」に改める。

「徳島県スポーツ推進条例」

(平成26年3月20日徳島県条例第43号)

徳島県は、剣山、吉野川及び県南部の海岸線をはじめとする豊かな自然を生かしたグラススキー、ラフティング、サーフィン等のアウトドアスポーツが盛んである。また、春の風物詩であるとししまマラソンの開催や、県民に誇りと喜び、夢と感動を与えるスポーツ選手の活躍等を通して、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せている。そして、こうしたスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむため、広く県内外から訪れる人々を温かく迎えるお接待の文化が、本県には古くから根付いている。

このような本県の特性に加え、スポーツは、心身の健全な発達、健康の保持増進並びに体力及び運動能力の向上に重要な役割を果たす運動競技その他の身体活動であるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に資するものである。

さらに、スポーツは、家族や仲間とのふれあいを生み、地域間の交流を促進し、地域の連帯感や郷土を愛する心を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

こうした県民生活においてスポーツが有する役割の重要性等に鑑み、スポーツの推進についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民の理解と参画のもとに、スポーツに関する環境の整備に努め、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上を目指し、スポーツによる明るく豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、全ての県民が、少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階(以下「ライフステージ」という。)において、スポーツの有する意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

- 3 スポーツの推進は、青少年の体力の向上を図るとともに、公正さ及び規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
- 4 スポーツの推進は、障がい者が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
- 5 スポーツの推進は、県内に居住したことがあり、若しくは県内に活動の拠点を置くスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
- 6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
- 7 スポーツの推進は、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の役割)

第5条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上のため、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第6条 県民及び事業者は、スポーツの県民生活及び地域社会において果たす役割について、理解を深め、将来の世代への継承に配慮するよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第7条 県、スポーツ団体、県民及び事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第8条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第9条 県は、スポーツに対する県民の関心を高め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進)

第10条 県は、全ての県民が生涯にわたって、ライフステージ、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域におけるスポーツ活動を担う人材及び地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、ライフステージ、体力、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。)の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第11条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設(スポーツ施設の設備を含む。次項において同じ。)の整備並びに機能の維持及び改善に努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツの推進)

第12条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツを推進するため、当該スポーツに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツに参加する機会の提供等)

第13条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツに参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第14条 県は、学校における体育の充実を図るため、体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第15条 県は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第16条 県は、競技水準の向上を図るため、市町村、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ指導者の確保及び養成、スポーツに関する医学をはじめとする科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第17条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の全国への発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民との交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの競技会その他の催しの開催、県外からのスポーツの合宿の誘

致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第18条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

（財政上の措置）

第19条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されているスポーツの推進に関する県の計画であって、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第8条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

徳島県スポーツ推進審議会委員

任期：令和2年9月1日～令和4年8月31日

	役 職	氏 名
委 員	公募委員	安藤 七海
委 員	元オリンピック日本代表	市橋 有里
委 員	徳島新聞社編集局運動部長	伊藤 典文
委 員	元パラリンピック日本代表	岡部 裕子
委 員	公募委員	上村 昌司
委 員	徳島県スポーツ協会 健康運動指導士	幸田 貴美子
委 員	徳島県障がい者スポーツ協会会長	小谷 敏弘
委 員	徳島県女子体育連盟会長	佐伯 美千代
副会長	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	佐藤 充宏
会 長	徳島県スポーツ協会専務理事	高原 清秀
委 員	徳島文理大学保育科非常勤講師 トクシマフィットネスラボ所属	土岡 美紀
委 員	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 運営委員会常任理事	靄 真美
委 員	徳島ヴォルティス事業部職員	中井 優子
委 員	四国大学陸上部監督 円盤投日本代表	中田 恵莉子
委 員	海陽町体育協会サーフィン部部长	永原 レキ

	役 職	氏 名
委 員	大歩危観光株式会社代表取締役社長	西村 洋子
委 員	四国大学生生活科学部健康栄養学科講師	村上 亜弥子
委 員	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授	山口 鉄生
委 員	大塚製薬株式会社徳島本部総務部長	吉野 誠
委 員	徳島インディゴソックス球団運営マネージャー	米本 元子

(敬称略・五十音順)